

特別児童扶養手当・特別障害者手当・ 障害児福祉手当のお知らせ

特別児童扶養手当

20歳未満で身体·知的·精神に中度以上の障がいがあるお子さんを養育されている父母、または、両親に代わって養育されている人に対し手当が支給される制度です。

2特別障害者手当

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がい者に対して手当が支給される制度です。

ただし、身体障害者福祉法に定める施設に入所されている人、病院・診療所に3カ月を超えて入院されている人には支給されません。

3障害児福祉手当

身体または知的·精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする20歳未満の重度障がい者に対して手当が支給される制度です。

ただし、身体障害者福祉法に定める施設に入所されている人、障がいを支給事由とする年金を受給されている人には支給されません。

※①②③いづれの場合も所得による支給制限があります。ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 障害福祉係 ☎0968·86·5724 総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968·34·3111(内線761)

ひとり親家庭で、公的年金を受給している人へ

~12月から、年金額<児童扶養手当額となる人は、差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました

これまで、ひとり親家庭で、高校3年生までのお子さんを養育している人が、公的年金※を受給している場合は児童扶養手当を受給できませんでした。しかし、法の改正により、12月からは、年金額<児童扶養手当額となる人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。ただし、児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

※ 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが当てはまります。

新たに手当を受け取れる場合

- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合など

受給開始となる時期

申請の翌月分から

ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった人のうち、12月1日に支給要件を満たしている人が、平成27年3月までに申請した場合は、12月分の手当から受給できます。

※受給条件を満たしているかなど、ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968-86-5724 総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968-34-3111(内線761)



平成27年度の保育園・認定をども園入園申し込みを受け付けます!

入園受付期間

12月8日(月)~12月19日(金)

※土・日・祝を除く

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの保育園・認定こども園などを利用するための入園申し込みとなります。今回の申し込みにより施設を利用される場合の支給認定(1号認定(教育)・2号認定(保育:3歳以上)・3号認定(保育:2歳以下))の認定を町が行い、その後利用施設の調整を行うこととなります。

また、現在保育園などの施設へ入園されている人も新たに入園申し込みが必要となります。

なお、和水町に住民票がある人で他市町村の保育園などに入園を希望される人も和水町に入園申し込みを行う 必要があります。

申込 (受付) 場所 本庁 健康福祉課・総合支所 福祉課

(幼稚園・認定こども園への入園は、直接園にお申し込みください。)

申込方法

申込書は、役場(申込場所)および各町内保育園に用意しています。 申込書は、申込(受付)期間内に提出してください。 申込書は、児童1人につき1部提出してください。

継続して入園を希望される人も申し込みが必要です。

*申込書は12月1日(月)から配布します。



児童の保護者が次のいずれかの事情に該当し、保育が必要と認められる児童であって、かつ、 同居の親族その他の者(65歳以上の人を除く。)も保育できないと認められる場合です。

- ①家庭外で就労している
- ②自営業者など・家庭内で日常生活以外の仕事をしている。
- ③妊娠中であるまたは出産後間がない。(出産前2カ月、出産月、出産後3カ月の計6カ月)
- ④疾病若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害がある。
- ⑤長期にわたり疾病などの同居の親族を常時看護(介護)している。
- ⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧中、求職中(3カ月)など
- ※保護者の就労時間に応じて、保育所を利用できる時間が標準時間(11時間)と短時間(8時間)の 2つに区分されます。



	種類	公/私立	保育所名	定員	住 所	電話番号
	保育園	公立	神尾保育園	60	和水町津田1436-1	☎ 0968•34•2636
		私立	きくすい保育園	150	和水町前原285-1	☎ 0968•86•5655
		私立	あおば保育園	30	和水町板楠2442	☎ 0968•34•2009
		私立	春富保育園	45	和水町東吉地767	☎ 0968•34•2074
	認定こども園	私立	菊水ひまわり幼稚園	80	和水町前原285-1	☎ 0968•86•5655



※申し込みが定員を超えた場合には、選考基準に伴い保育の必要性・緊急性が高い児童の順に入園を 決定しますので、ご希望どおり入園できない場合があります。あらかじめご承知ください。 ※町外の保育所へ入所を希望される人は、お早めにお申し込みください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968·86·5724 総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968·34·3111(内線761)

9 | 広報なごみ | 2014 December | 8